

HDR 映像に対応したテレビのカタログ等表記ガイドライン

1. 目的

消費者の誤認や混乱を未然に防止するとともに、公正な競争を確保するため、各社が HDR (High Dynamic Range) 映像に対応したテレビのカタログ等において使用する「HDR」に係る用語、機能説明文等について、望ましい表記例などの指針を示すことを目的とする。

2. 適用範囲

(1) 適用機器

国内向けテレビジョン受信機

(2) 表記対象

各社のカタログ、ホームページ、広告媒体

3. HDR 映像について

本文書において HDR 映像とは、従来の規格 (BT.709 など) の輝度ダイナミックレンジを拡張するための技術が用いられた映像信号のことを指す。

例えば、「HDR10 Media Profile」など。

4. HDR 映像に対応したテレビの要件

以下の機能をすべて有し、適切に処理することができるテレビを対象とする。

- ・HDR 映像を受信もしくは入力可能であること。
- ・HDR 映像の復調処理が可能な EOTF を搭載していること。
- ・HDR 映像が持つメタデータを受け取り、適切に処理できること。

5. 表記内容

HDR 映像の入力種別(放送、配信、HDMI 入力等の別)やサービス名称を消費者の誤認を招かないよう、わかりやすく記載することが望ましい。

表記例

表記例 1: Ultra HD Blu-ray の HDR 映像(HDMI 入力)に対応しています

表記例 2: ○○○が配信する HDR 映像に対応しています

6. 実施時期

各社、対応可能な時期から実施する。

以上